

要求水準書（別紙集） 新旧対照表

変更前（旧）	変更後（新）
P. 47 （別紙14）下水道管路耐震診断調査委託における管路施設調査工 特記仕様書 1. 適用範囲 <u>この仕様書は、「下水道管路耐震診断調査委託における管路施設調査工一般仕様書」（以下「一般仕様書」という。）の第1章1. 適用範囲（2）に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、一般仕様書及びその他の仕様書による。</u> 2. 調査対象施設 <u>調査対象施設は、別紙図面の「診断路線図(1)～」とする。</u> 3. 調査目的 本委託は、耐震診断調査（詳細診断）に伴い、下水道管路施設（管きょ、マンホール（蓋含む）、取付け管（ますを含む））の調査を実施し、下水道管路施設の劣化・損傷状態等を把握したうえで、耐震計画の策定に必要な基礎資料を作成することを目的とする。 4. 配置技術者 次にあげる全ての要件を満たす者を配置すること。 <u>(1) 調査業務責任者は、地方共同法人日本下水道事業団認定の下水道管理技術認定（管路施設）、もしくは公益社団法人下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士の資格を</u>	P. 47 （別紙14）下水道管路耐震診断調査委託における管路施設調査工 特記仕様書 1. 適用範囲 <u>要求水準書（業務委託編）「第1章 6 改築業務（耐震化）（2）耐震診断業務」に記載されていない事項は、本特記仕様書を適用する。</u> 2. 調査対象施設 <u>調査対象施設は、「藤沢市下水道総合地震対策計画（第三期）」及び「藤沢市上下水道耐震化計画」の対象事業内容（施設別）に示した箇所に基づき協議により決定する。とする。</u> 3. 調査目的 本委託は、耐震診断調査（詳細診断）に伴い、下水道管路施設（管きょ、マンホール（蓋含む）、取付け管（ますを含む））の調査を実施し、下水道管路施設の劣化・損傷状態等を把握したうえで、耐震計画の策定に必要な基礎資料を作成することを目的とする。 4. 配置技術者 次にあげる全ての要件を満たす者を配置すること。 (1) 下水道管路施設調査業務に従事する担当者は、地方共同法人日本下水道事業団認定の下水道管理技術認定（管路施設）もしくは公益社団法人下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士、または下水道管

変更前（旧）	変更後（新）
<u>有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。</u> (2) 下水道管路施設調査業務に従事する担当者は、地方共同法人日本下水道事業団認定の下水道管理技術認定（管路施設）もしくは公益社団法人下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士、または下水道管路管理主任技士の資格を有する者。 (3) 下水道管路施設内清掃業務に従事する担当者として、地方共同法人日本下水道事業団認定の下水道管理技術認定（管路施設）もしくは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士・主任技士・専門技士（清掃部門）のいずれかを有する者。 (4) 酸素欠乏危険作業主任者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証を有するもの。 (5) 配置技術者は、上記（１）、（２）、（３）、<u>（４）</u>を兼務することができる。	路管理主任技士の資格を有する者。 (2) 下水道管路施設内清掃業務に従事する担当者として、地方共同法人日本下水道事業団認定の下水道管理技術認定（管路施設）もしくは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士・主任技士・専門技士（清掃部門）のいずれかを有する者。 (3) 酸素欠乏危険作業主任者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証を有するもの。 (4) 配置技術者は、上記（１）、（２）、（３）を兼務することができる。
P. 49 (2) 成果品の納入先 本委託の成果品の納入場所は、<u>藤沢市下水道部下水道管路課</u>とする。	P. 49 (2) 成果品の納入先 本委託の成果品の納入場所は、<u>藤沢市道路下水道部下水道管路課</u>とする。
P. 49 ９．照査 (1) 照査の目的 受注者は、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。	P. 49 ９．照査 (1) 照査の目的 受注者は、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

変更前（旧）	変更後（新）
<u>(2) 照査の体制</u> <u>受注者は、遺漏なき照査を実施するため、地方共同法人日本下水道事業団認定の下水道管理技術認定（管路施設）、もしくは公益社団法人下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士、または下水道管路管理主任技士の資格を有する者を照査技術者として配置すること。なお、照査技術者は、4. 配置技術者の（1）、（2）、（3）を兼務することはできない。</u> <u>(3) 照査事項</u> 受注者は業務全般にわたり、主に次に示す事項について照査を実施しなければならない。	<u>(2) 照査事項</u> 受注者は業務全般にわたり、主に次に示す事項について照査を実施しなければならない。